茨城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書の一部変更について 新旧対照表

				変更後			現行				
Difference of the control of the con	ale a let habe a series						別紙様式第1号(第6条第1項関係)				
別紙様式第1号(第	第6条第1項	對係)						番	号		
							号 月 日 茨城県農業再生協議会会長 殿		月日		
茨城県農業再生協	協議会会長	殿					月日一茨城県農業再生協議会会長一殿				
							(農業者組織)				
			農業者組織)				住				
住 所 名称及び代表者の氏名				所 の氏名		名称及び代表者の氏名					
				, ,			施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画の(変更)承認申請について	7			
施設園芸等燃	然。価格高騰效	対策事業実施計	画及び省エネ	アルギー等対策推	能計画の(変更) 承認	8申請につ	施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書(平成29年4月18日付け茨城県農業再生協議会作成)第6条第		定に基づ		
茨城県農業再生協	協議会施設園芸	芸等燃料価格高	高騰対策業務力	方法書(平成 29 ⁴	年4月 18 日付け茨城県	農業再生	き、下記により事業実施計画及び省エネルギー推進計画を作成(変更)したので、関係書類を添えて承認を申請 第6条	請する。			
	づき、下記に	より事業実施語	計画及び省エ	ネルギー推進計	画を作成(変更)した	ので、関	で承認 記				
を申請する。							1 施設園芸等 <u>燃油</u> 価格高騰対策事業実施計画書:別紙1				
				記			2 省エネルギー等対策推進計画:別紙2				
 1 施設園芸	芸等燃料 価格高	高騰対策事業 実	施計画書:另	· 紙1							
2 省エネル	レギー等対策技	推進計画:別紹	₹2								
(別紙 1)							(別紙 1)				
() 以 小心()		施設	遗芸等 <u>燃料</u> 征	西格高騰対策事業	実施計画書		施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画書				
生中主社 名							策定主体名:				
策定主体名:			実施期間	〇事業年度	O年7月~O ⁴	年6月					
		※事業年度は7	7月~翌6月。	1			※事業年度は7月~翌6月。				
施設園芸セーフティ 対象期間	ィ ネット構築 月 ∼	事業実施計画 月		○事業年度	○年7月~○年6	H	施設園芸セーフティネット構築事業実施計画 4事業年度 R4年7月~R5年6月				
(セーフティネット				○子未干及	10+1/1 0+0	/1	(セーフティネット申込者の内訳)				
番 氏名	燃料別	燃料購入 予定数量		真積立予定額 円)※	補助金所要見込額 (円)	備考	番 氏名 <u>燃油</u> 購入予定数量 <u>燃油</u> 補填積立予定額 補助金所要見込額 号 (リットル) (円)※ (円)				
	A 重油	7,72,2	0.		\(\frac{1}{2}\)	継続	維統				
	灯油		<u>e</u>			712070					
	<u>LPガス</u>	<u>k</u>	<u>sg</u>				合計				
	LNG	<u>r</u>	<u>n</u>								
	<u>A重油</u>		<u>e</u>								
合 計	<u>灯油</u>		<u>e</u>								
	<u>LPガス</u> LNG		<u>sg</u> n³								

- (注) ※は、「燃油購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)。
- (注) 前事業年度から継続加入している申込者については、備考欄に「継続」と記入する。
- (注)「施設園芸用<u>燃料</u>価格差補填金積立契約申込書」(必要に応じ)及び「施設園芸用<u>燃料</u>購入数量等設定申込書」を添付する。
- (注) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

添付資料

- 1 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる)
- 2 事業参加者の一覧(下の様式を参考に作成)

<事業参加者の一覧>

-	1/10/10	1 20				
	番号	氏名	住所	たティット事業申 請(O×)	補助金所要 見込額(円)	備考

※番号は事業参加者の通し番号とし、(セーフティネット申込者の内訳)の番号と連動させること。

(別紙2)

省エネルギー等対策推進計画 (品目名:)

- 第1 産地における燃料使用量削減等の目標
- 1 施設園芸における省エネルギー等対策推進の考え方

(注)当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

2過去の燃料使用量削減実績

乙胆ムの然外保用重削吸失 順	削減率	実施事業年度	実績
		~	<u>KL</u> → KL (○%)
		~	<u>KL→ KL (○%)</u>
100 光生 八條物 体田島	<u>15%</u>	~	KG→ KG (○%)
<u>10a 当たり<mark>燃料</mark>使用量</u>		~	<u>KG→ KG (○%)</u>
		~	$\underline{\text{m}} \rightarrow \underline{\text{m}}^{\text{3}} (\bigcirc \%)$
		~	$\underline{\text{m}} \rightarrow \underline{\text{m}}^{\text{3}} (\bigcirc \%)$
		~	<u>KL→ KL (○%)</u>
単位生産量当たり燃料使用量	<u>15%</u>	~	<u>KG→ KG (○%)</u>
		~	$\underline{\text{m}} \rightarrow \underline{\text{m}} (\bigcirc \%)$

- (注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。
- (注) 前事業年度から継続加入している申込者については、備考欄に「継続」と記入する。
- (注)「施設園芸用<u>燃油</u>価格差補填金積立契約申込書」(必要に応じ)及び「施設園芸用<u>燃油</u>購入数量等設定申込書」を添付する。
- (注) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

添付資料

- 1 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる)
- 2 事業参加者の一覧(下の様式を参考に作成)

<事業参加者の一覧>

4 / 1 4 2					
番号	氏名	住所	た万/初ト事業申 請(〇×)	補助金所要 見込額(円)	備考

※番号は事業参加者の通し番号とし、(セーフティネット申込者の内訳)の番号と連動させること。

(別紙2)

省エネルギー等対策推進計画

(品目名:)

- 第1 産地における燃油使用量削減等の目標
- 1 施設園芸における省エネルギー等対策推進の考え方
- (注)当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

2 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃油使用量	15%	~	KL→ KL(O%)
100 马7.2 / <u>///////////////////////////////////</u>	15%	~	KL→ KL(O%)
単位生産量当たり燃油使用量	15%	~	KL→ KL(○%)

- (注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。
- (注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の<u>燃油</u>現在使用量及び目標年の<u>燃油</u>使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

- (注1)1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。
- (注2)実績はA重油・灯油は「KL」、LPガスは「KG」、LNGは「㎡」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用 量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a 当たり燃料使用量を削減する目標

(1)100 当たり <u>燃料</u> 使用重				
燃料の種類	年間(加温)	期間)使用量	削減量	削減率
<u> </u>	現在①	目 標②	3=1)-2	④=③∕①×100
A重油または灯油	KL	KL	KL	%
(灯油の場合はA重油に換算)	I.C	112	112	70
LPガス	KG	KG	KG	%
LNG	m [*]	m	m	%
合計(A 重油換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。
- (注3) | | 使用量の合計欄には、LP ガスkg)に 1.299 を、LNG(m)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

	年間(加温期現 在①	期間)生産量 目標②	削減量 3=①-②	削減率 ④=③/①×100
生産量 (品目名:)	t	t		
	KL	KL	KL	
1t 当たりの <u>燃料</u> 使用量	KG	KG	KG	%
	m [*]	m	m	

- (注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2)年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)単位生産量当たり
燃料
使用量の削減を目標する者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。
- (注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

3 燃油使用量削減等の目標

(1)10a 当たり燃油使用量を削減する目標

	年間(加温期	期間)使用量	削減量	削減率	
<u>燃油</u> の種類	現 在 ①	目 標 ②	3=1-2	4)=3/1)×100	
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%	
10a 当たり	KL	KL	KL		

- (注3) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注4) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの<u>燃油</u>使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標

(4) 十八二三三二/5/5/四次/10三で行列のプロート							
	年間(加温基	期間)生産量	削減量	削減率			
	現 在 ③	目 標 ④	3=1-2	4=3/1×100			
		<u> </u>					
生産量 (品目名:)	t	t		%			
1t当たりの <u>燃油</u> 使用量	KL	KL	KL				

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)生産量当たりの燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注4)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、 枠を追加して記載する。

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

<mark>燃料</mark> の種類	年間(加温期間)使用量:現在①	年間(加温期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	K∟	KL	%
LPガス	KG	KG	%
LNG	m³	m	%

- (注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2)年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して<mark>燃料</mark>コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄がら転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

(1) 10a 当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

		温室面積	<u>燃料</u>	使用量	省エネ設備導入計画		
No.	氏名		現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度
					台	台	台
					а	а	а
		а	L	L	(参考)		
	合計	ha	L	L	台	台	台
					ha	ha	ha
10a 当たり			L	L	(参考)		

- (注1)本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。
- (注2)計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
- (注3) 燃料使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
- (注4)省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。
- 【添付資料】現在の<mark>燃料</mark>使用量、目標の<mark>燃料</mark>使用量の算定方法を確認できる資料

- (注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注4) 支援対象者内で複数品目を生産している場合は、作付け戸数で上位3品目(又は、作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

<u>燃油</u> の種類	年間(加温期間) 使用量:現在①	年間(加温期間) 抑制量:目標②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%

- (注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。
- (注2) 年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して<u>燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。</u>なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

(1) 10a 当たりの燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

	(1) 10a 当759の <u>燃油</u> 使用量の削減を目標とする省の取組計画一見							
			<u>燃油</u> 6	押量	省	エネ設備導入計	画	
No.	氏 名	温室面積	現在	目標				
					事業年度	事業年度	事業年度	
					台	台	台	
		а	L	L	а	а	а	
					(参考)省工ネ設備	講導入実績		
					•••••		1888-	
	Δ = 1	l			台	台	台	
	合 計	ha	L		ha	ha	ha	
					(参考)省工ネ設備	带導入実績		
	10a 当た	<u>-</u> IJ	L	L				

- (注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
- (注2) 燃油使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
- (注3) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料

(2)単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

				燃油	使用量	生產	皇	省工才設備	f·生産性向上設備3	導入計画
N	Vo.	氏 名	温室面積	現在	目標	現在	目標			
								事業年度	事業年度	事業年度
			а	L	L	t	t	台	台	台

(2)単位	立生産量当た	_り <u>燃料</u> 使用量	の削減を目標	とする者の取締	組計画一覧				
			<u>燃料</u> (使用量	生產	生皇生里	省工不設備·生産性向上設備導入計画		
No.	氏名	温室面積	現在	目標	現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度
							台	台	台
					t	t	а	а	а
		а	L	L	(L/t)	(L/t)	(参考)		
							台	台	台
	合計	а	,		t	t	а	а	а
	шпі	a			(L/t)	(L/t)	(参考)		

- (注1)本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。
- (注2) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
- (注3) <u>燃料</u>使用量(現在、目標)及び生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
- (注4) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注5) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注6) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】燃料使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

				7、《《《《》	変動抑制取組計画			
No.	氏名	温室面積	<u>燃料</u> 使用量 (現在)	<mark>燃料</mark> コストの 変動抑制量 (目標)	事業年度	事業年度	事業年度	
				(FIDV				
		а	L	L	(参考)			
					(参考)			
	合計	ha	L	L				

- (注1)本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。
- (注2)変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。

計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注3)燃油コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が

				(L/t)	(L/t)	a (参考)	а	а
合 計	h a	L	L	t (L/t)	t	台	台 ha	台

- (注1)計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
- (注2) 生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
- (注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注4)生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注5)申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量・生産量、目標の燃油使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

(0),		т. Мошае е .	C/A/110 1/11/11	マイ の交換に呼吸	,	O D TO POLICE TO	. ,,,
No	氏名	温室面積	燃油使用量	燃油コストの 変動抑制量	33	变動抑制取組計画	1
			(現在)	(目標)			
				(口1示/		+ 414 - -	
					事業年度	事業年度	事業年度
					(参考)		
		а	L	L			
					(参考)		
	合計	ha	L	L			

- (注1)変動抑制取組計画については、支援対象者として一体的に取り組む場合は、合計欄のみ記載。 計画参加者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
- (注2) <u>燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、燃油タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で○○KL売り渡すことが可能な量)</u>
- (注3)変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、<u>燃油</u>価格や<u>燃油</u>使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。
- (注4)申請数が多い場合等は、本葉を別葉とする。
- (注5)<u>燃油</u>価格や<u>燃油</u>使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者毎に異なることから、本表については、事業主体と協議の上、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料

燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている機料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で○○KL売り渡せることが可能な量)。 (注4) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。	
(注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。 (注6) <u>燃料</u> 価格や <u>燃料</u> 使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。	
【添付資料】	
現在の <mark>燃料</mark> 使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料	
別紙様式第2号 (第6条第2項関係) 省エネルギー等対策取組計画 (令和4事業年度)	別紙様式第2号 (第6条第2項関係) 省エネルギー等対策取組計画 (令和4事業年度)
<u>住 所: </u>	<u>住 所: </u>
1. 燃料使用量削減等の取組目標 (いずれか一つの目標に〇印を記載 (※1))	
(1) 10a 当たり 燃料 使用量を削減する目標 (2) 単位生産量当たり 燃料 使用量を削減する目標	(1) 10a 当たり <u>燃油</u> 使用量を削減する目標 (2) 単位生産量当たり <u>燃油</u> 使用量を削減する目標
(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して <mark>燃料</mark> コストの変動を抑制する目標	(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して <u>燃油</u> コストの変動を抑制する目標
2. 経営状況及び取組目標値	
●経営する温室加温面積 (品目:) a ※全事業参加者必須	●経営する温室加温面積 (品目:) a ※全事業参加者必須
●上記温室における年間 <mark>燃料</mark> 使用量(現在使用量)(※2)	●上記温室における年間 <u>燃油</u> 使用量(現在使用量)(※2) ※全事業参加者必須。 <u>燃油</u> 使用量は、温室の加温に用いるA重油を基本とするが、灯油の場合は使用量にA重油への換算係数(0.939)を乗じて算出する。
※全事業参加者必須、燃料使用量は温室の加温に用いている燃料を種類別にすべて 記載。 <u>A重油、灯油は「0」、LPガスは「kg」、LNGは「m³」単位で記載。</u> ただし、灯油の場合は使用量にA重油への換算係数 (0.939) を乗じて算出する。	●上記温室における年間 <u>燃油</u> 使用量(目標使用量)(※3、※4) ※取組目標 1. (1)及び 1. (2)に○印を記載した事業参加者のみ記載
●上記温室における年間 <mark>燃料</mark> 使用量(目標使用量)(※3、※4) ※取組目標 1. (1)及び 1. (2)に○印を記載した事業参加者のみ記載	●上記温室における年間生産量(現在生産量)(※5) ※取組目標 1. ②に○印を記載した事業参加者のみ記載
●上記温室における年間生産量(現在生産量)(※5) ※取組目標 1. ②に○印を記載した事業参加者のみ記載	●上記温室における年間生産量(目標生産量)(※4) t ※取組目標 1. ②に○印を記載した事業参加者のみ記載

●上記温室における年間生産量(目標生産量)(※4) ※取組目標 1. ②に○印を記載した事業参加者のみ記載		t	
●経営における <u>燃料</u> コストの変動抑制量(目標抑制量) ※取組目標 1. (3) に○印を記載した事業参加者のみ記載。	(※4)		

3. 過去の燃料使用量削減実績

ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

	削減率	実施事業年度	実績
		~	KL→ KL (○%)
		~	KL→ KL (○%)
10. 小人 山崎小佐田皇	150/		KG→ KG (○%)
10a 当たり <mark>燃料</mark> 使用量 	15%		KG→ KG (○%)
			$ \stackrel{\text{m}^3}{\longrightarrow} \stackrel{\text{m}^3}{\longrightarrow} (\bigcirc\%) $
			$ \stackrel{\text{m}^3}{\longrightarrow} \stackrel{\text{m}^3}{\longrightarrow} (\bigcirc\%) $
単位生産量当たり <mark>燃料</mark> 使用量	15%	~	KL→ KL (○%)
			KG→ KG (○%)
			$m^3 \rightarrow m^3 (\bigcirc \%)$

⁽注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

4. 目標達成の取組手段(〇印を記載した目標に対して記載)

(1)10a 当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践必須

燃料使用量		省工ネ設備導入計画					
現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度			
L Kg	L Kg	台	台	台			
m ³	m [°]	а	а	а			
		(参考)					

●経営における燃油コストの変動抑制量(目標抑制量)(※4)

※取組目標 1. (3) に○印を記載した事業参加者のみ記載。 ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

	L

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃油使用量	15%	~	L→ L(O%)
100 当127 <u>所从</u> [[[]]]	15%	~	L→ L(O%)
単位生産量当たり燃油使用量	15%	~	L→ L(O%)

- (注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。
- (注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率 として記載。

(1)10a 当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合

施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

<u>燃油</u> 係	使用量	省エネ設備導入計画					
現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度			
		台	台	台			
	_	а	а	а			
		(参考)					

⁽注2)実績はA重油・灯油は「KL」、LPガスは「KG」、LNGは「m³」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推健計画策定時の機能現在使用量及び目標年の機能 使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

- (注) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注) 省エネ設備の定義については、本対策で平成27事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備(ヒートポンプ、循環扇、被覆管材等)とする。
- (注) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で<u>燃料</u>使用量の削減に取り組む場合は、(参考) 欄に具体的な取組手段(例として、低温適応性品種への転換や<u>燃料</u>消費率の高い石油<u>燃料</u>焚き加温機の導入等)を記載する。

(2)単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践必須

<u>燃料</u> (吏用量	生	文皇 生里	省工不設備・生産性向上設備導入計画		
現在	目標	現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度
			+	台	台	台
Kg	Kg			а	а	а
m³	m [*]	(L,kg,m³/t)	(Lˌkg,m³/t)	(参考)		

- (注) 省エネ設備・生産性向上設備 (炭酸ガス発生装置、環境制御監等) 導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注) 生産性向上設備の導入以外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、(参考) 欄に具体的な取組手段 (例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善等) を記載する
- (注) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、3. (1) の (注) に準ずるものとする。

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料燃料コストの変動を抑制する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践必須

燃料使用量	燃料コストの		変動抑制取組計画	
(現在)			事業年度	事業年度
L Kg m	L Kg m	(参考)		

- (注) 支援対象者が一体的に取り組む場合 (例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合等) は、燃料コストの変動が制量(目標)及び変動が制取組計画の記載は不要とする。
- (注)変動が制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

5. 施設園芸セーフティネット構築事業への加入

● 施設園芸セーフティネット構築事業:○事業年度 (該当箇所に○印を記入)

- (注) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注) 省エネ設備の定義については、本対策で平成27事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備(ヒートポンプ、循環扇、被覆管材等)とする。
- (注)施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で<u>燃油</u>使用量の削減に取り組む場合は、(参考)欄に具体的な取組手段(例として、低温適応性品種への転換や<u>燃料</u>消費率の高い石油<u>燃料</u>焚き加温機の導入等)を記載する。

(2)単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

<u>燃油</u> 使用量 生産量		用量生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画		
現在	目標	現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度
		t	t	台	台	台
L	L			а	а	а
		(L/t)	(L/t)	(参考)		

- (注)省エネ設備・生産性向上設備(炭酸ガス発生装置、環境制御盤等)導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注) 生産性向上設備の導入じ外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、(参考) 欄に具体的な取組手段(例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善等)を記載する
- (注) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、3. (1) の (注) に準ずるものとする。

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃油使用量	燃油コストの		変動抑制取組計画	
(現在) 変動抑制量 (目標)		事業年度	事業年度	事業年度
L	L	(参考)		

- (注) 支援対象者が一体的に取り組む場合 (例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合等) は、燃油コストの変動抑制量(目標)及び変動抑制取組計画の記載は不要とする
- (注)変動が制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。
- 施設園芸セーフティネット構築事業:4事業年度(該当箇所に○印を記入)

	ィネットの積立方式(いずれ)	かを選択し〇印を記入)		● 施設園芸セーフ	アティネットの積立方式(いずれ	かを選択し○印を記入)	
対象 <mark>燃料</mark>	積立方式	積立単価①	選択	対象油種	積立方式	積立単価①	選択
	115%積立	12.2円/0			115%積立	12.2円/リットル	
	130%積立	24.5 円/0			130%積立	24.5円/リットル	
A重油	150%積立	40.8円/ℓ		A重油	150%積立	40.8円/リットル	
	170%積立	57.1円/0			170%積立	57.1円/リットル	
	115%積立	13.0円/0			115%積立	13.0円/リットル	
lor Velo	130%積立	25.9 円/0		Jor VII-	130%積立	25.9円/リットル	
灯油	150%積立	43.2円/0		灯油	150%積立	43.2円/リットル	
	170%積立	60.5円/0			170%積立	60.5円/リットル	
	115%積立	<u>16.0円/kg</u>					
ı D.Ji ə	130%積立	<u>32.0円/kg</u>					
L <i>Pガス</i>	150%積立	<u>53.3 円/kg</u>					
	170%積立	<u>74.6円/kg</u>					
	115%積立	<u>8.6円/m³</u>					
LNC	130%積立	<u>17.1 円/㎡</u>					
LNG	150%積立	<u>28.5円/m³</u>					
	170%積立	<u>39.9 円/㎡</u>					

● 検立金の分割納付けてついて、必須(該当箇所に〇月を記入必須)	 ● 検立金の分割納付いてみいて:必須(該当箇所に○印を記人必須) ◇ 分割納付する ◇ 分割納付する ◇ 分割納付ける ◇ 分割納付ける ◇ 分割納付ける ◇ 分割納付ける ◇ 分割納付ける ◇ 公本ルネー指導計画(旧名称)を最初に策定してから、3年を経過していた。支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、10を取相目標とすること。 (※2) 過去が加盟年度には江廷艦油使用量の7中5平均値(過去7年間の燃油使用量の55最大使用量1年分と最小使用量1年分を縮いた5年の平等速値使用量とし、個数と場合は、直近7カ年で整理可能と加盟年度(3年以上)の平均値にする。また、地域において標準的交響値(4年)にない、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において認定人が到象後の変態が用意を省エネルギー指維計画(24年)に対して対した対象を対象者に属する事業参加者は、同計画において認定人が到象を変態が出て、省エネルギー指維計画(14年)に対して対象を対象を発しませた。第二本ルギー指維計画(14年)に対して対象を対象を発しました。第二本ルギー指維計画(14年)に対しまする現代使用量に0.58を果じた使用量をイエネルギー等対策推進計画における現在使用量としたことができるよのとする。 (※3) 施設商業者と取る年生産者の活発を対して対象を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10。当た地無限日標において、場在使用量とは場合は、第二本の事金を取る制験主実施がかいのよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
別紙様式第3号(第8条第1項関係) 施設園芸等 <u>燃油</u> 価格高騰対策実施状況報告書(令和○事業年度) (以下略)	別紙様式第3号(第8条第1項関係) 施設園芸等 <u>燃油</u> 価格高騰対策実施状況報告書(令和 <u>○</u> 事業年度)

(以下略)

別紙様式第4号(第12条関係)【更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容(更新)

茨城県農業再生協議会(以下「甲」という。)が茨城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(燃料購入数量等の設定)

- 第1条 乙は、令和〇年〇月1日から令和〇年〇月30日(又は28日若しくは31日)までの間に施設園芸用燃料価格差補塡金 (以下「補塡金」という。)の令和〇事業年度の補填金の対象となる燃料購入数量を当該事業年度の対象期間の開始 前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に

 燃料購入数量、積立単価(以下「

 燃料購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃料補塡積立金の納入)

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補塡金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補塡積立金として当該納入期限までに甲に納入する。
- 第3条 乙は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

(補塡金の交付)

第4条 甲は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し 補塡金を交付するものとする。

(補塡金の返還等)

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補塡金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。 (契約の解約)
- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃料補塡積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃料補塡積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき

 燃料補塡積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該 損害と甲が乙に返還する燃料補塡積立金とを相殺することができる。
- 第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の〇月〇日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日(又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日)から令和〇年6月30日までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

別紙様式第4号(第12条関係)【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(更新)

茨城県農業再生協議会(以下「甲」という。)が茨城県農業再生協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用<u>燃油</u>価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(燃油購入数量等の設定)

- 第2条 乙は、<u>令和 年 月1日から令和 年 月30日</u>(又は28日若しくは31日)(対象期間)までの間に施設園芸用<u>燃油</u>価格 差補塡金(以下「補塡金」という。)の令和4事業年度の補填金の対象となる<u>燃油</u>購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に<u>燃油</u>購入数量、積立単価(以下「<u>燃油</u>購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃油補塡積立金の納入)

- 第2条 乙は、前条の<u>燃油</u>購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補塡金の対象となる<u>燃油</u>購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、<u>燃油</u>補塡積立金として当該納入期限までに甲に納入する。 (燃油購入数量の報告)
- 第3条 乙は、第1条の<u>燃油</u>購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の<u>燃油</u>購入数量を甲に報告しなければならない。

(補塡金の交付)

第4条 甲は、第1条の<u>燃油</u>購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し 補塡金を交付するものとする。

(補塡金の返還等)

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補塡金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。 (契約の解約)
- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、<u>燃油</u>補塡積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃油補塡積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき燃油補塡積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該 損害と甲が乙に返還する燃油補塡積立金とを相殺することができる。
- 4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項工及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する<u>燃油</u>補塡積立金とを相殺することができる。 (契約期間)
- 第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の〇月〇日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日(又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日)から令和〇年6月30日までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものと

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。 (その他)
- 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。 別紙様式第4号(第12条関係) 【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容(新規)

茨城県農業再生協議会(以下「甲」という。)が茨城県農業再生協議会燃料価格施設園芸等高騰対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(燃料購入数量等の設定)

- 第1条 乙は、令和○事業年度に施設園芸用<u>燃料</u>価格差補塡金(以下「補塡金」という。)の対象となる<mark>燃料</mark>購入数量を、当該 事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に

 燃料購入数量、積立単価(以下「

 燃料購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃料補塡積立金の納入)

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補塡金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補塡積立金として当該納入期限までに甲に納入する。 (燃料購入数量の報告)
- 第3条 乙は、第1条の

 燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の

 燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

(補塡金の交付)

第4条 甲は、第1条の

燃料

購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し

補塡金を交付するものとする。

(補塡金の返還等)

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補塡金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。 (契約の解約)
- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、

 燃料補塡積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃料補塡積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき

 燃料補塡積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該 損害と甲が乙に返還する燃料補塡積立金とを相殺することができる。
- 4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する
 | kmp1 補填積立金とを相殺することができる。
 (契約期間)
- 第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日(令和〇年7月1日)から当該事業年度の対象期間の末日(令和〇年6月30日)までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。 (その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。 別紙様式第4号(第12条関係) 【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(新規)

茨城県農業再生協議会(以下「甲」という。)が茨城県農業再生協議会<u>燃油</u>価格施設園芸等高騰対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用<u>燃油</u>価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(燃油購入数量等の設定)

- 第1条 乙は、令和4事業年度に施設園芸用<u>燃油</u>価格差補塡金(以下「補塡金」という。)の対象となる<u>燃油</u>購入数量を、当該 事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に<u>燃油</u>購入数量、積立単価(以下「<u>燃油</u>購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃油補塡積立金の納入)

- 第2条 乙は、前条の<u>燃油</u>購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補塡金の対象となる<u>燃油</u>購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、<u>燃油</u>補塡積立金として当該納入期限までに甲に納入する。 (燃油購入数量の報告)
- 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。

(補塡金の交付)

第4条 甲は、第1条の<u>燃油</u>購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し 補塡金を交付するものとする。

(補塡金の返還等)

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補塡金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。 (契約の解約)
- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、<u>燃油</u>補塡積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃油補塡積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき燃油補塡積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該 損害と甲が乙に返還する燃油補塡積立金とを相殺することができる。
- 4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する<a href="mailto:kmai
- 第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日(令和○年7月1日)から当該事業年度の対象期間の末日(令和○年6月30日)までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものと

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。 (その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。 (その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第5号(第12条関係) 【契約の更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約申込書(更新)

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

住 所名称及び代表者の氏名

茨城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書(令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日付け茨城県農業再生協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

契約管理番号 ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期: 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和 年 月 日 (平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日 (又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日) を開始日とし、令和〇年6月30日までの期間です(期間の終期が更新されます。)。
- ・補塡金は、当該補填金交付日における

 燃料

 補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と茨城県農業再生協議会(以下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。 (注:送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。)
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知(更新)を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。 別紙様式第5号(第12条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約申込書

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

住所名称及び代表者の氏名

別紙様式第5号(第12条関係)【契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約申込書(更新)

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

住 所 名称及び代表者の氏名

茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書(平成29年4月18日付け茨城県農業再生協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

契約管理番号
※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期: 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和 年 月 日 (平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日 (又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日) を開始日とし、令和〇年6月30日までの期間です(期間の終期が更新されます。)。
- ・補塡金は、当該補填金交付日における<u>燃油</u>補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会 (以下「本協議会」といいます。) に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用<u>燃油</u>価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用<u>燃油</u>価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。 (注:送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。)
- 積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知(更新)を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第5号(第12条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約申込書

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

茨城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書(令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日付け茨城県農業再生協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和〇年7月1日を開始日とし、令和〇年6月30日までの期間です。
- ・補塡金は、当該補填金交付日における

 燃料

 補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と茨城県農業再生協議会(以下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用

 燃料

 価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用

 燃料

 価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。

 (注:送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。)
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第6号(第13条関係)【更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約締結完了通知 (令和○事業年度燃料購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(○○協議会)

住 所 名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書(更新)(〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書(令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成)(以下「業務方法書」という。)別紙様式第5号)で更新の申込みのあった施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料購入数量等設定申込書(業務方法書別紙様式第7号)で申込みのあった令和 〇事業年度の施設園芸用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、 **燃料補**填積立金必要額のうち第1回納付額を令和〇年〇月〇日までに当協会の口座へ納付願います。(口座:金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

また、第2回納付額については1月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

住 所 名称及び代表者の氏名

茨城県農業再生協議会施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策業務方法書(平成29年4月18日付け茨城県農業再生協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和〇年7月1日を開始日とし、令和〇年6月30日までの期間です。
- ・補塡金は、当該補填金交付日における<u>燃油</u>補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会 (以下「本協議会」といいます。) に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用<u>燃油</u>価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用<u>燃油</u>価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。 (注:送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。)
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し施設園芸等<u>燃油</u>価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第6号(第13条関係)【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約締結完了通知(令和4事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

茨城県農業再生協議会 住 所 名称及び代表者の氏名

令和4年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書(更新)(茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書((平成29年4月18日付け茨城県農業再生協議会作成)(以下「業務方法書」という。)別紙様式第5号)で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和○年○月○日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書(業務方法書別紙様式第7号)で申込みのあった令和 ○事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、燃油補填積立金必要額のうち第1回納付額を令和〇年〇月〇日までに当協会の口座へ納付願います。(口座:金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

また、第2回納付額については1月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。 なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

- > 契約管理番号
- ▶ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和○年 月30(又は28若しくは31)日
- ⇒ 令和○事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢(積立方式)	油種等	単価	燃料購入予定数量
	A重油	12.2 円/リットル	リットル
	灯油	13.0 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	16.0 円/kg	kg
	LNG	8.60 円/m³	m³
	A重油	24.5 円/リットル	リットル
燃料 価格の 130%相当までの	灯油	25.9 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	32.0 円/kg	kg
	LNG	17.1 円/m³	m³
	A重油	40.8円/リットル	リットル
	灯油	43.2 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	53.3 円/kg	kg
	LNG	28.5円/m³	m³
	A重油	57.1 円/リットル	リットル
	灯油	60.5円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	74.6 円/kg	kg
	LNG	39.9 円/m³	m³

▶ 令和○事業年度燃料補填積立金額 円 前年度積立金残高 円 令和○事業年度納付必要額 円 うち第1回納付額 円第2回納付額 円

対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付)【契約の更新の場合】 別紙

燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳(令和○事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

- > 契約管理番号
- ▶ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和○年 月30(又は28若しくは31)日
- ▶ 令和○事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
 燃油価格の 115%相当までの	A重油	12.2 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	13.0 円/リットル	リットル
燃油価格の 130%相当までの	A重油	24.5 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	25.9 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの	A重油	40.8円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	43.2 円/リットル	リットル
燃油価格の 170%相当までの	A重油	57.1 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	60.5円/リットル	リットル

記

→ 令和○事業年度燃油補填積立金額前年度積立金残高ウ和○事業年度納付必要額うち第1回納付額円第2回納付額円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳(令和○事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ·115% ·130% ·150% ·170%	油種等 ・A重油 ・灯油 LPガス LNG	対象 <mark>燃料</mark> 購入数量 (リットル) ○事業年度 (年月~年月分)	然料補填積立金額※ (円) ① ○事業年度 (年月~年月分)	前年度積立金 残高 (円) ②	積立必要額 (円) ①一② 合計	
				A重油 (12.2 円/¦ミ)					
			115%	灯油 (13.0円/パン) <u>LPガス</u> (16.0円/kg) <u>LNG</u> (8.60円/m)					
			130%	A重油 (24.5円/ぱ) 灯油 (25.9円/ぱ) <u>LPガス</u> (32.0円/kg) <u>LNG</u> (17.1円/m)					
合 	合 計			150%	(40.8円/パン) 大油 (40.8円/パン) 灯油 (43.2円/パン) 上アガス (53.3円/kg) LNG (28.5円/m)				
			170%	A重油 (57.1円/ぱ) 灯油 (60.5円/ぱ) LPガス (74.6円/kg) LNG (39.9円/㎡)					

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。
- (注)分割納付を希望する参加構成員の第1回及び第2回納付額は合計額の 1/2 相当額を記載する。また、分割納付を希望しない場合は合計額を第1回納付額に記載。

			選択肢		対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①			
番号	氏名	住所	·115% ·130% ·150% ·170%	油種 ·A重油 ·灯油	4事業年度 (年月~年月分)	4事業年度 (年月~年月分)	前年度積立金 残高 (円)②		
								合計	
			1150/	A重油 (12.2円/\%)					
			115%	灯油 (13.0円/\%)					
				A重油 (24.5円/ト゚ス)					
		⇒ 1.	130%	灯油 (25.9円/\%)					
	合 計	1500/	A重油 (40.8円/ト゚ス)						
		150%	灯油 (43.2円/½%)						
			.=-0/	A重油 (57.1円/シュ゙)					
			170%	灯油 (60.5円/½%)					

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「<u>燃油</u>購入予定数量(リットル) ×積立単価(円/リットル) ×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第6号(第13条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約締結完了通知 (令和○○事業年度燃料購入数量の設定について) 別紙様式第6号(第13条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約締結完了通知 (令和4事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(茨城県農業再生協議会) 名称及び代表者の氏名

令和○年○月○日付け施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書(茨城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業 務方法書(令和(平成)○○年○○月○○日付け茨城県農業再生協議会作成)(以下「業務方法書」という。)別紙様式第5 号) で申込みのあった施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和○年○月○日付け施設園芸用燃料購入数量等設定申込書(業務方法書別紙様式第7号)で申込みのあった施設 園芸用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、<mark>燃料補填積立金</mark>のうち第1回納付額を令和○年○月○日までに当協会の口座へ納付願います。 (口座:金融機関・ 支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

また、第2回納付額については1月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。 なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

記

- 契約管理番号
- ▶ 契約期間 (自)令和○年7月1日(至)令和○年6月30日
- 対象となる燃料購入数量

選択肢(積立方式)	油種等	単価	燃料購入予定数量
	A重油	12.2 円/リットル	リットル
	灯油	13.0円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	16.0 円/kg	kg
	LNG	8.60 円/m³	m³
	A重油	24.5 円/リットル	リットル
燃料 価格の 130%相当までの	灯油	25.9 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	32.0 円/kg	kg
	LNG	17.1 円/m³	m³
	A重油	40.8円/リットル	リットル
	灯油	43.2 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	LPガス	53.3 円/kg	kg
	LNG	28.5円/m³	m³
	A重油	57.1 円/リットル	リットル
燃料価格の 170%相当までの 高騰に備え積み立て	灯油	60.5円/リットル	リットル
	LPガス	74.6 円/kg	kg

(加入者組織代表者) 殿

茨城県農業再生協議会 名称及び代表者の氏名

令和○年○月○日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書(茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業 務方法書(平成29年4月18日付け茨城県農業再生協議会作成)(以下「業務方法書」という。)別紙様式第5号)で申込みのあ った施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和○年○月○日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書(業務方法書別紙様式第7号)で申込みのあった施設 園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、燃油補填積立金のうち第1回納付額を令和○年○月○日までに当協会の口座へ納付願います。 (口座:金融機関・ 支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

また、第2回納付額については1月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。 なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

記

- ▶ 契約管理番号
- ▶ 契約期間 (自) 令和○年7月1日(至) 令和○年6月30日

対象となる燃油購入数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の 115%相当までの	A重油	12.2 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	13.0 円/リットル	リットル
燃油価格の 130%相当までの	A重油	24.5 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	25.9 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの	A重油	40.8円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	43.2 円/リットル	リットル
燃油価格の 170%相当までの	A重油	57.1 円/リットル	リットル
高騰に備え積み立て	灯油	60.5円/リットル	リットル

燃油補填積立金額	円	
	W = - W = 1	

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳(令和○事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名

	LNG	39.9 円/m³	m
 	Ш		

▶ <u>燃料</u>補填積立金額 <u>円</u> 対象となる<u>燃料</u>購入数量及び<u>燃料</u>補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付)【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳(令和○事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

**					選択肢	油 種等 ·A重油	購入数量 (リット ル)	燃料	補填積立金額※	〔円)	
番号	氏	名	住	所	•115% •130% •150% •170%	・灯油 LPガス LNG	○事業年 度 (年月~		○事業年度 (年月~年月	分)	備考
							年 月分)	<u>合計</u>	第1回納付額	第2回納付額	
								{			
	 										
	 							{			
						A重油					
						(12.2円/キ゚ス) 灯油					
					115%	(13.0円/リツ)					
					1	L Pガス (16.0 円/kg)					
						(10.0 F3/kg) LNG					
						(8.60円/m³)					
						A重油 (24.5 円/ピス゚)					
						灯油					
					130%	(25.9円/リッ)					
					10070	L Pガス (32.0 円/kg)					
	合	Ī	計			LNG					
						(17.1円/m³)					
						A重油 (40.8円/ト゚ス゚)					
						灯油					
	150	150%	(43.2円/キ゚ス) L Pガス								
			(53.3円/kg)								
						LNG					
						(28.5円/m³) A重油					
						(57.1円/リツ)					
					<u>170%</u>	灯油 (60.5円/ツン)					
						(60.5円/キ゚ス) LPガス					
						LINA	l				

3 参加構成員ごとの内訳

Tí.					選択肢 •115%	油種	対象燃油購入数量(リットル)	燃	油補填積立金額
番号	氏	名	住	所	·130% ·150% ·170%	·A重油 ·灯油	4事業年度 (年月~年月分)	٨٥١	4事業年月 (年月~年
					11070			合計	第1回納付
	ļ								
	·								
						A重油			
					115%	(12.2円/リツ)			
					11070	灯油			
						(13.0円/ウ゚ッ)			
						A重油			
					130%	(24.5円/ト゚ル)			
						灯油 (25.9円/╎;)			
	合	į	H			A重油			
					. = . 0 /	(40.8円/リツ)			
					150%	灯油			
						(43.2円/ウ゚ッ)			
						A重油			
					170%	(57.1円/ウ゚ッ)			
					110/0	灯油			
						(60.5円/リツ)			

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル) ×積立単価(円/リットル) ×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載
- (注) 分割納付を希望する参加構成員の第1回及び第2回納付額は合計額の 1/2 相当額を記載する。また、分割納付を希望しない場 合は合計額を第1回納付額に記載。

	(74.6円/kg)			
	LNG			
	(39.9円/m³)			

- (注)番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注)※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載
- (注)分割納付を希望する参加構成員の第1回及び第2回納付額は合計額の1/2相当額を記載する。また、分割納付を希望しない場 合は合計額を第1回納付額に記載。

別紙様式第7号(第14条第1項関係)

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書(令和4事業年度)

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

名称及び代表者の氏名

令和4事業年度の施設園芸用燃料価格差補塡金の対象となる燃料購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。 なお、参加構成員ごとの燃料購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

- 2. 対象数量(施設園芸用燃料価格差補塡金の対象となる燃料購入予定数量)

選択肢(積立方式)	油種等	単価	燃料購入予定数量
	A重油	12.2 円/0月ットル	
燃料価格の 115%相当までの高騰に備	灯油	13.0 円/0月ットル	
え積み立て	LPガス	16.0 円/kg	
	LNG	8.60 円/m³	
	A重油	24.5円/0リットル	
燃料価格の130%相当までの高騰に備	灯油	25. 9 円/0リットル	
え積み立て	LPガス	32.0 円/kg	
	LNG	17.1 円/m³	
	A重油	40.8円/0リットル	
燃料価格の150%相当までの高騰に備	灯油	43.2円/0リットル	
え積み立て	LPガス	53.3 円/kg	
	LNG	28.5 円/m³	
	A重油	57.1円/0リットル	
燃料価格の170%相当までの高騰に備	灯油	60.5 円 0/リットル	
え積み立て	LPガス	74.6 円/kg	
	LNG	39.9 円/m³	

3. 燃料補塡積立の金額

選択された単価

A重油 (12.2円) ×数量設定申込書の数量 ("") ×1/2=

別紙様式第7号(第14条第1項関係)

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書(令和4事業年度)

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)

名称及び代表者の氏名

令和○事業年度の施設園芸用燃油価格差補塡金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。 なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

- 1. 対象期間 令和〇年〇月1日から令和〇年〇月30(又は28若しくは31日)まで
- 2. 対象数量(施設園芸用燃油価格差補塡金の対象となる燃油購入予定数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の 115%相当までの高騰に備	A重油	12.2 円/リットル	リットル
え積み立て	灯油	13.0円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備	A重油	24.5 円/リットル	リットル
え積み立て	灯油	25.9 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備	A重油	40.8円/リットル	リットル
え積み立て	灯油	43.2円/リットル	リットル
燃油価格の170%相当までの高騰に備	A重油	57.1円/リットル	リットル
え積み立て	灯油	60.5円/リットル	リットル

3. 燃油補塡積立の金額

選切された単価

選択された単価				
A重油(12.2円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
灯油(13.0円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
A重油(24.5円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
灯油(25.9円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
A重油(40.8円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
灯油(43.2円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
A重油(57.1円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円
灯油(60.5円)	×数量設定申込書の数量	リッ トル	$\times 1/2 =$	円

灯 油	(13.0円)	×数量設定申込書の数量(リッ トル) ×1/	/2= 円	
A重油	(24.5円)	×数量設定申込書の数量(リッ) ×1/	/2= 円	
灯 油	(25.9円)	×数量設定申込書の数量(リッ) ×1/	/2= 円	
A重油	(40.8円)	×数量設定申込書の数量(リッ トル ×1/	/2= 円	
灯 油	(43.2円)	×数量設定申込書の数量(リッ) ×1/	/2= 円	
A重油	(57.1円)	×数量設定申込書の数量(リッ) ×1/	/2= 円	
灯 油	(60.5円)	×数量設定申込書の数量(リッ) ×1/	/2= 円	
LPガス	(16.0円)	×数量設定申込書の数量(kg) $\times 1$	/2= 円	
LNG	(8.60円)	×数量設定申込書の数量(m^3) $\times 1/$	/2= 円	
LPガス	(32.0円)	×数量設定申込書の数量(kg) $\times 1$	/2= 円	
LNG	(17.1円)	×数量設定申込書の数量(m^3) $\times 1/$	′2= 円	
LPガス	(53.3円)	×数量設定申込書の数量(kg) $\times 1$	/2= 円	
LNG	(28.5円)	×数量設定申込書の数量(m^3) $\times 1/$	′2= 円	
LPガス	(74.6円)	×数量設定申込書の数量(kg) $\times 1$	/2= 円	
LNG	(39.9円)	×数量設定申込書の数量($ m^3 \rangle \times 1/ $	′2= 円	
			計	円	

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃料購入数量等設定における留意事項】

- ・ 燃料購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃料購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の<mark>燃料</mark>の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・ <mark>燃料</mark>購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、 <mark>燃料補</mark>塡積立金必要額を納入してください (別紙様式第7号に添付)

別紙

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳(令和○事業年度)

- ○○組織の燃料購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。
- 1 参加構成員数 名
- 2 参加構成員ごとの内訳

番			選択肢 ·115%	油種等 ·A重油	対象燃料購入数量(リットル)	燃料補填積立金額※(円)
号	氏 名	住所	•130% •150% •170%	・灯油 LPガス LNG	○事業年度 (年月~年月分)	○事業年度 (年月~年月分)
				}		
				A重油 (12.2円/キ゚ス)		
			115%	灯油 (13.0円/キ゚ス)		
	合	計	110/0	LPガス (16.0円/kg)		
				LNG (8.60円/m³)		
			130%	A重油		

計	円
---	---

- *積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。
- 【燃油購入数量等設定における留意事項】
- ・<u>燃油</u>購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、<u>燃油</u>購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

別紙様式第7号に添付)

別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳(令和3事業年度)

- ○○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。
- 1 参加構成員数 名
- 2 参加構成員ごとの内訳

番					選択肢 ·115%	油種	対象燃油購入数量(リットル)	燃油補填積立金額※(円)					
号	氏	名	住	所	•130% •150% •170%	·A重油 ·灯油	4事業年度 (年月~年月分)	4事業年度 (年月~年月分)					
					11070								
	ļ												
	<u> </u>					A重油 (12.2 円/キ゚ス)							
				115%		灯油 (13.0円/キ゚ス゚)							
				130%		A重油 (24.5円/ピス)							
	^	=	i.			灯油 (25.9円/¦兆)							
	合	Ē	計		1500/	A重油 (40.8円/ピ゚)							
					150%	灯油 (43.2円/ピ゚)							
						A重油 (57.1円/ピス゚)							
										170%	灯油 (60.5円/キ゚ネ゚)		

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「<u>燃油</u>購入予定数量(リットル) ×積立単価(円/リットル) ×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

					1	
		(24.5円/ト゚パ)				
		灯油				
		(25.9円/リツ)				
		LPガス				
		(32.0円/kg)				
		LNG				
		(17.1円/m³)				
		A重油				
		(40.8円/リツ)				
		灯油				
	1500/	(43.2円/リツ)				
	150%	LPガス				
		(53.3円/kg)				
		LNG				
		(28.5円/m³)				
		A重油				
		(57.1円/リツ)				
		灯油				
	170%	(60.5円/リツ)				
	17070	LPガス				
		(74.6円/kg)				
		LNG				
		(39.9円/m³)				
(注) 亚目片 为如排出日之上の	+/m-= = 1			1		

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。
- (注)分割納付を希望する参加構成員は「○」を、希望しない場合は「×」を記載する。

(農業者組織)

名称及び代表者の氏名

○○事業年度○○月施設園芸用燃料購入実績報告書

住所

別紙様式第8号(第21条関係)

別紙様式第8号(第21条関係)

○○協議会会長 殿

番

年 月 日

茨城県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織) 住所 名称及び代表者の氏名

4事業年度月施設園芸用燃油購入実績報告書

1 施設園芸用燃料購入実績

	115%相当	130%相当	150畑当	170%相当	備考
A重油	Q	Q	Q	Q	
灯油	Q	Q	Q	Q	
<u>LPガス</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	
LNG	<u>m</u> ³	<u>m</u> ³	<u>m</u> ³	<u>m</u> *	

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏·夕	選択肢	燃料種	燃料購入実績	備 老
留り	八石	・115%相当	・A重油		順 考

1 施設園芸用燃油購入実績

70840	WILL 111 0 0 10 C				
	115%相当	130%相当	150%相当	170%相当	備考
A重油	リットル	リットル	リットル	リットル	
灯油	リットル	リットル	リットル	リットル	

(注) リットル単位で記載する。

2 参加構成員ごとの内訳

₩ /JH/F	再成貝 ことの内訳				
番号	氏名	選択肢 ・115%相当 ・130%相当 ・150%相当 ・170%相当	油種 ・A重油 ・灯油	燃油購入実績 (リットル)	備考

番

年 月 日

1	・130%相当	・灯油									
	• 150%相当	・ <u>LPガス</u>									
	• 170%相当	·LNG									
	11070143										
						L L A A A A A A A A A A A A A A A A A A	 構成昌 デレの敕#	 里番号とし、積立契約	<u> </u> 5由みみ時の釆早り		
					'	(任) 笛りは、参加		出面々こし、個立大川	7中区《外时》7亩70	、女のであって。	
						岩は 人の長に F	虚 /知□の却件で	カル本声 ジャーチ 担力	() ~ ⇒¬±\/		
								は変更があった場合	でに記載)		
						金融機関・支店名	(フリガナ)				
三) 番号は、参加構成員ご	どの整理番号とし	、積立契約申込み時	の番号と一致され	せること。		預金種別					
-, _ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				口座番号					
補填金の振込口座(初回	1の却生又け亦雨が	あった担合に記載)				預金の名義 (フリガ	ナ)				
						7,11 P. 12 () //	,				
を融機関・支店名 (フリガナ)					(添付書類)					
頁金種別							(本の子上n + **エ / /s		071		
1座番号					=====================================	該月の燃油購入美	領の証拠書類(領	取書、納品伝票等)	の与し		
賃金の名義 (フリガナ)											
(付書類)											
	事格 (密山事 外	日に亜然)の写1									
を月の燃料購入実績の証拠	#青翔(阴収音、納	前伝宗寺)の争し									